

船橋市議会議員の請負状況の公表

ページID : 129201  印刷

船橋市議会議員の請負状況

概要

令和5年3月1日の地方自治法の一部改正により、議員個人による地方公共団体に対する請負に関する規制が緩和され、各会計年度において300万円を超えない範囲であれば、請負することが可能となりました。

船橋市議会では、議員個人の請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、令和6年3月27日に「船橋市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定しており、同条例第3条の規定に基づき、年度ごとの請負状況を公表します。

請負状況

| 年度 | 内容 |
|----|-------------------|
| R5 | 請負状況の報告はありませんでした。 |